

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

(1) 意見提出者 1 団体、2 個人

(2) 意見数 22 件

NO.	項目	ご意見の内容	ご意見に対する市の考え方
【はじめに】			
1	(1 ページ) はじめに	「市民の食の安全を確保してまいります。」とあるが「食の安全」を本件計画では、どのように定義するのか、明確かつ誤解なきように定義づけるべき。 ちなみに、「食品衛生法」では、「市民」ではなく「住民」に対して、本件に係る意見を求めるべきことを明文として規定していることにも、あわせて留意すべき。	「食の安全」とは、本計画に基づき、食品関連施設等の監視指導や市内を流通する食品の検査等を行うことにより、飲食に起因する衛生上の危害の発生を防止し、これをもって市民の健康の保護を図ることと考えております。また、食品衛生法では住民との文言を用いておりますが、さいたま市における住民＝市民と広義に解釈しています。
【Ⅰ さいたま市の食品衛生監視指導体制】			
2	(2 ページ) 〈さいたま市食の安全確保のための推進体制〉	2 ページ中の図において、何点か不明なところがあり明確にすべき。例えば、ばくぜんと「他法令所管部局との連携」とあるものの、我々「消費者」からのいわゆる情報提供のあり方又は、逆に貴庁から対消費者にむかう場合の各々のケースについて、具体的に如何なる状況を想定するのかをもっと明確かつ具体的に概念化したチャートにすべき。	2 ページの図は、食の安全に関する施策の取組状況や、関係各課及び他省庁等との連絡調整体制など、さいたま市が食の安全確保を推進する体制としてこれまで用いてきたものです。本図につきましては、今後の検討課題とさせていただきます。
【Ⅱ 監視指導の実施】			
3	(3 ページ) 〈1 通常監視指導〉	(2) 文中の「ノロウイルス等の食中毒原因物質対策として」との文言は「ノロウイルス等の食中毒原因物質による食中毒発生予防対策として」のほうがいいのではないでしょうか。	ご意見を踏まえ、Ⅱ 監視指導の実施 1 通常監視 (2) 品目別の監視指導事項を修正します。

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

4		<p>（2）文中のノロウイルス等の食中毒原因物質対策として」の「等」は具体的にして全体像をもれなく例示すべきと考えます。</p>	<p>食中毒の原因となる物質は、細菌やウイルス、化学物質など多岐に渡り、全ての原因物質を記載することは困難であるため、ここ数年食中毒発生件数の上位をしめる原因物質を例として記載しております。</p>
5	<p>（5ページ） 〈2 重点監視指導〉</p>	<p>牛肉を生食用として加工、販売、提供する施設の監視指導については評価し、徹底を求めます。さらに、規格基準が設けられていない牛以外の獣畜（鳥、豚等）の肉・内臓の生食についても、施設の把握に努めるとともに消費者へこれらの食肉等を提供しないよう指導を求めます。</p>	<p>評価いただき、ありがとうございます。 牛以外の食鳥肉、内臓等の生食は、食中毒発生のリスクが高いことから、食鳥肉及び内臓を含む食肉を生食用として加工、販売、提供する施設の把握に努めるとともに、監視指導を引き続き強化していきます。</p>
6	<p>（6ページ） 〈監視指導対象施設及び監視回数〉</p>	<p>表下部に記載の「※監視回数には食品衛生責任者等への衛生講習の実施等を含みます。」はどのような意味なのでしょう、食品衛生責任者への衛生講習の受講を持って施設立入に代えるという意味なのでしょう。</p>	<p>施設の衛生管理に関する指導・監督を担う食品衛生責任者等に対する衛生講習会は、衛生指導の役割を持つものと考えており、従来から回数に算入しているものです。 今回、備考においてこれを明示しましたが、「監視回数」の語は立入検査のみとの誤解が生じると考え、表題を「監視指導回数」に改めるとともに、欄外の「※監視回数には食品衛生責任者等への衛生講習の実施等を含みます。」を削除します。</p>
7		<p>本監視計画をどの程度実行できるのか、監視体制（人員配置）が十分なのか懸念があります。</p>	<p>本監視計画は、時事事案等への対策も含め、必要と思われる監視業務や検査業務を計上しておりますが、突発的に発生した事案への対応のため、計画通りに業務が進まないことは起こりえると考えます。今後とも、より効果的・効率的な監視指導に努めてまいります。</p>

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

8		<p>対象施設の内訳と対象施設数が明記されていますが、対象施設数は数字の何パーセントを目標としているのでしょうか。監視体制が十分であれば100%可能かもしれませんが、出来ないのであれば、埼玉県や川越市の計画のように施設数を入れなくとも良いのではないかと。実行不可能な数字を入れて意味があるか。営業施設の監視指導、営業許可調査、食中毒調査、苦情調査等、食の安全確保の為に収去検査・買上等非常に多岐にわたる業務に日頃追われて計画通りに実行できるのでしょうか。計画に対する人員配置は十分でしょうか。</p>	<p>本監視計画は、時事事案等への対策も含め、必要と思われる監視業務や検査業務を計上しておりますが、突発的に発生した事案への対応のため、計画通りに業務が進まないことは起こりえると考えます。今後とも、より効果的・効率的な監視指導に努めてまいります。</p>
【Ⅲ 食品等の検査】			
9	<p>(7ページ) く1 食品等の検査</p>	<p>放射性物質の検査においては、その結果を広く・わかりやすく・速やかに消費者に知らせることが重要だと考えられます。今まで以上に関係部署と連携し、より広範囲で、多様に、あらゆる可能性を考慮して検査してください。そして、その結果をわかりやすく、速やかに広報してください。</p>	<p>ご意見のとおり、放射性物質の検査結果については、速やかにホームページに掲載するとともに、関係部署間での情報共有を図っております。今後とも関係部署との連携、速やかな広報に努めてまいります。</p>
10		<p>消費者が食品を選ぶ際、大きな目安になるのが食品表示です。流通している食品に、産地や畜種などの情報が適正に表示されているかどうか、ぜひDNA検査なども含め検査をしてください。国産・輸入食品に関わらず、偽装表示問題は後を絶ちません。</p>	<p>産地や畜種などの表示については、地方農政局等が監視・指導を行っており、食品衛生担当部局が産地や畜種の違反を確認した場合は、担当部局に連絡し、適切な対応を求めています。</p>

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

11	(8ページ) 〈(2) 収去等検査計画〉	平成24年度計画（案）に寄せられた意見に対して、遺伝子組み換え食品以外の埼玉県及び川越市との情報共有による同一食品の重複検査を防止するのは難しい状況だと回答をいただきました。しかし、効果的で効率的な収去検査を行うために、情報共有や連携を今まで以上に力を入れてください。食の安心に対する信頼性を増すには、多くの品目・項目で確実に検査が行われていることを消費者が認識することだと考えます。そのためにも、無駄のない効率的な検査をお願いします。	平成24年度計画（案）へのご意見に対する回答のとおり、対応が困難な部分もございますが、ご意見のとおり、効果的、効率的な検査の推進のため、情報共有を含めた方策について今後とも検討してまいります。
12		検体数・検査項目数ともに、平成23年度実施結果と比較し増加しています。特に、放射性物質の検査は大幅に増加し、食品の安全性確保の面から積極的に評価いたします。昨年に引き続き、さいたま市が積極的に施策を推進していることを市民に伝えアピールしてください。	評価いただき、ありがとうございます。 市報やホームページ等を活用し、今後とも周知に努めてまいります。今後とも国の情報も踏まえ、効率的な検査を実施してまいります。
13		この表では、国産食品なのか輸入食品なのかわかりません。「実施結果」で示されている表のように区別された表を載せてください。	監視指導計画においては、柔軟な対応の面もあり、特に国産・輸入の別で検体数を振り分けてはおりませんが、国等の検査状況なども踏まえ、今後も市内に流通する輸入食品についての検査を実施してまいります。
14		輸入食品においては、食品添加物や放射性物質検査、放射線照射の検知検査の必要性があると考えます。近年、野菜などの輸入がたいへん増加しており、さいたま市でも流通しているものについて検査に力を入れてください。また、日本に輸出している国の情報収集を積極的に努めてください。	監視指導計画においては、柔軟な対応の面もあり、特に国産・輸入の別で検体数を振り分けてはおりませんが、国等の検査状況なども踏まえ、今後も市内に流通する輸入食品についての検査を実施してまいります。 また、従来より全国食品衛生主管課長連絡協議会等を通じ、監視・検査の充実強化の要望等を行っており、今後も継続していきたいと考えております。

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

15	(9ページ) 〈3 牛等のと畜検査等〉	牛の検査については、検討しなければならないことや判断しなければならないことなど、今後増えてくることだろうと予想されます。BSEスクリーニング検査や特定危険部位の除去など、市民にもう少し詳しく伝えるための文章を加えてください。心配している市民は多いと思います。	BSE対策の見直しに関しましては、本市では、本年1月31日の食の安全フォーラムの開催、その資料等のHP掲載などを通じて、情報提供を行ってまいりました。 ご指摘の点については、監視指導計画に詳細に盛り込むことは困難なため、基本的な事項の記載としておりますが、本問題に関しては、今後とも、適宜、食の安全委員会への報告やホームページを通じた情報提供を行ってまいりたいと考えております。
【V 食品等事業者の自主管理と食品表示の適正化の推進】			
16	(10ページ)	さいたま市は何年か前から、食品等事業者が自主管理に取り組む姿勢を評価する手段として、収去検査の協力施設をホームページで公表し、事業者の衛生意識の向上を図っていますが他の自治体の考え方とすり合わせた結果なのでしょうか。 自主検査は自ら取組む行為で行政側が行う収去検査対象として協力したことを持って評価するのは如何か、収去検査対象は行政側が選定したものではないのでしょうか。	本取組みは、市独自のものであり、他自治体と考え方のすり合せを行った結果というものではありません。 また、ご意見のとおり、収去検査は行政側が選定するものであり、本取組みについては、中止も含め今後検討します。
17		食品等事業者及び食品衛生責任者の資質向上に努めていることはたいへん心強いことです。それに加えて、食品事業者に食物アレルギーについての学習の機会を設けることも提案します。食物アレルギーをもつ人やその家族にとって、安全で安心した食生活を送るためには、事業者の正しい理解が欠かせないと考えます。	評価いただき、ありがとうございます。 ご意見のとおり、食物アレルギーに関する正しい知識に基づき食品を扱うことは、安全な食生活を営むうえで大切な事であると考えます。実務講習会などを通じて引き続きアレルギー物質表示の周知徹底を図るとともに、製造工程中でのアレルギー物質の混入防止についても監視指導を行ってまいります。
【VI 消費者や事業者との意見交換の推進】			

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

18	(11ページ) く5 食品事業者やボランティアに対する食品衛生講習会の開催)	平成24年度計画（案）に寄せられた意見に対しての市の考え方で、高齢者向け配食サービスを行っているボランティア団体等に対して衛生指導・助言を行っているということが述べられていました。今回の計画案では、「資質の向上を図る」と記述がありましたが、指導や助言だけでなく監視指導を行った方がよいのではないのでしょうか。もし、行っているのであれば、そのことを明記してください。対象が高齢者であることから注意が必要だと考えます。	高齢者向けの弁当を製造している施設については、P5の2（1）もしくは（2）に該当し、重点監視指導の対象施設と位置付けて、監視指導を行うこととしております。なお、製造施設で作られた高齢者向け弁当の配食サービスのボランティア団体等に対しては、衛生指導等を継続して行い、正しい衛生知識の習得など資質の向上を図ってまいります。
【Ⅶ 市民への情報提供】			
19	(11ページ)	最新の食品衛生情報や食品等による危害発生防止、食品中の放射性物質の検査結果等の情報を、ホームページなどの電子媒体を活用し発信するのは適切な判断だと思えます。しかし、緊急性を要するもの、広範囲に情報の提供が必要だと考えられる場合は、公の責任において、特別な体制で、スピード感とあらゆる可能性を考慮した情報提供を求めます。食の問題は、命にかかわることもあります。迅速で、しかも広範囲な情報発信を視野に入れた工夫をお願いします。	通常、食品衛生に係る最新情報や放射性物質の検査結果は、ホームページなどを利用し情報の発信を行っておりますが、市民の健康被害防止の観点から、食品等事業者や市民に対する注意喚起が必要な事案については、通常の情報発信に加え報道機関への情報提供など、幅広い迅速な情報発信に努めてまいります。
20		埼玉県内には、埼玉県、さいたま市、川越市とそれぞれ監視指導の区域があります。しかし、様々な食品がいろいろなところに運ばれ、また、人々も近隣へ移動し日常生活を送っています。そこで、さいたま市でも埼玉県、川越市とともに連携体制を強め、情報の共有を行い、県内全体が見えるような広報を行ってほしいと思えます。	埼玉県、川越市など近隣自治体とは、定期的に意見交換、情報共有を図っておりますが、今後も連携を取りつつ、有効な情報発信を行ってまいります。

平成25年度さいたま市食品衛生監視指導計画（案）に寄せられたご意見と市の考え方

21		<p>科学的かつ最新の情報提供を徹底的に（すなわち、決して中途半端におちいることなく）公務の執行をすべきと考えます。</p>	<p>食品衛生に関する最新情報や食中毒等に関する情報は、今後もホームページに速やかに掲載するよう努めてまいります。</p>
22	<p>（12ページ） 〈(3)ノロウイルス食中毒予防のための知識の普及啓発〉</p>	<p>今年の現状をみると、「ノロウイルス」の実状について、住民の間にはかなりの誤解や混乱がみられ、それらについては、より一層の啓蒙が必要と確信するところです。についてはもっと具体的に「リーフレットの配布や研修会の開催」や「消費者への街頭キャンペーン」について、精密な記述に改善すべきと考えます。</p>	<p>ノロウイルスによる食中毒を防止するためには、手洗いや消毒など正しい知識に基づいた対応が非常に重要です。ご指摘の点にも留意しながら、引き続き、関係部署と連携を図り、ホームページやパンフレット、リーフレットの配布等を通じた啓発に努めてまいります。</p>